

『欧州グリーン・ディール』の  
最新動向（第1回）  
政策パッケージ「Fit for 55」の  
概要と気候・エネルギー目標

2021年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載 Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

## 〈目次〉

はじめに .....	1
<b>1. 「Fit for 55」の概要</b> .....	<b>2</b>
(1) 背景：「欧州グリーン・ディール」と「欧州気候法」 .....	2
(2) 「Fit for 55」の対象分野 .....	4
(3) 各イニシアチブの相互関係 .....	7
(4) 各イニシアチブの概要 .....	8
(5) 「Fit for 55」に対する主な反応 .....	15
<b>2. 「Fit for 55」の気候・エネルギー目標の設定</b> .....	<b>17</b>
(1) 加盟国の排出削減の分担に関する規則 .....	17
(2) 土地利用・土地利用変化および林業（LULUCF）規則 .....	19
(3) エネルギー効率化指令 .....	21
(4) 再生可能エネルギー指令 .....	23

## 〈図表目次〉

図 1. 「Fit For 55」におけるイニシアチブの分類 .....	5
表 1. 「Fit for 55」に含まれるイニシアチブ .....	6
表 2. 現行規則および規則改正案において、各加盟国に求められる 2005 年比での排出削減の目標値 .....	18
表 3. LULUCF 規則改正案における 2030 年の GHG 正味排出量の国別目標 .....	20
表 4. 再生可能エネルギー指令改正案における主な数値目標 .....	24



## はじめに

ジェットロは、欧州委員会が 2019 年に発表した、持続可能な EU 経済の実現に向けた成長戦略「欧州グリーン・ディール」について、2019 年度および 2020 年度にそれぞれ 1 本の調査レポートを公表したが、2021 年度は合計 4 回にわたって、その最新動向を報告する。第 1 回となる本稿では、2021 年 7 月に発表された 13 件の立法イニシアチブから成る政策パッケージ「Fit for 55」について、全体の構成や各イニシアチブの概要などを報告する。なお、同政策パッケージに含まれる「排出削減とエネルギー」、「モビリティ」関連の施策については、それぞれ第 2 回、第 3 回において報告することとしている。また、第 4 回では循環型経済に関連する施策などを取り上げる予定。

EU が進める環境政策は、欧州の産業と社会に大きな変革を及ぼすだけでなく、日本のビジネスへの影響を及ぼすことが考えられる。本レポートが、日本企業の皆様にとって、ビジネスの展望を示す一助となれば幸いである。

本レポートの内容は別途表記がない限り、2021 年 12 月 10 日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合がある。また、掲載した情報・コメントは執筆者およびジェットロの判断によるが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではない。

2021 年 12 月

日本貿易振興機構（ジェットロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

## 1. 「Fit for 55」の概要

### (1) 背景：「欧州グリーン・ディール」と「欧州気候法」

2019年12月に就任したウルズラ・フォン・デア・ライエン委員長が率いる現欧州委員会は、気候変動政策を優先事項と位置付け、2019年12月11日、持続可能なEU経済の実現に向けた成長戦略「欧州グリーン・ディール」<sup>1</sup>を公表した。同戦略では「2050年までの温室効果ガス（GHG）の実質排出ゼロ（気候中立〔climate neutral〕）」、「経済成長と資源の利用のデカップリング（切り離し）」、気候中立への移行において「誰も、どの地域も取り残さない」の3項目が主要目標に掲げられた。

欧州委員会は当時、「2030年までにGHG排出を1990年比で40%削減する」という目標を掲げていたが、この目標では2050年までの気候中立の達成は困難だとして、2020年3月4日、2030年の排出削減目標を1990年比で50～55%に引き上げることを主旨とする「欧州気候法」案<sup>2</sup>を公表。さらに、2020年9月17日、大気中のGHGの吸収量を排出量から差し引いた実質排出を2030年までに1990年比で55%削減するという目標を明記した修正提案<sup>3</sup>を、コミュニケーション（政策指針）「2030年の欧州気候目標の引き上げ」<sup>4</sup>と排出削減目標の引き上げに関する包括的な影響評価<sup>5</sup>とともに公表した。

2020年12月に開催された欧州理事会（EU首脳会議）は、この目標に賛成しつつも、各加盟国の排出削減の出発点や固有の状況、排出削減の可能性の違いを考慮した上で、EUの競争力を損なわないように、できる限りコスト効率的に目標を達成することを求め

---

<sup>1</sup> “Communication from the Commission: The European Green Deal”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52019DC0640>

European Commission “A European Green Deal”（2021年9月12日閲覧）

[https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/european-green-deal\\_en](https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/european-green-deal_en)

ジェトロ調査レポート「新型コロナ危機からの復興・成長戦略としての『欧州グリーン・ディール』の最新動向」（2021年3月）も参照。

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/331e9d95b330cf03.html>

<sup>2</sup> “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulation (EU) 2018/1999 (European Climate Law)”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020PC0080>

<sup>3</sup> “Amended proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulation (EU) 2018/1999 (European Climate Law)”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020PC0563>

<sup>4</sup> “Communication from the Commission: Stepping Up Europe’s 2030 Climate Ambition Investing in a Climate-Neutral Future for the Benefit of Our People”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020DC0562>

<sup>5</sup> “Commission Staff Working Document: Impact Assessment accompanying the document Communication from the Commission: Stepping up Europe’s 2030 climate ambition Investing in a climate-neutral future for the benefit of our people”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020SC0176>

た<sup>6</sup>。「2030年までにGHG排出を1990年比で実質55%削減する」という目標が明記された欧州気候法は、欧州議会とEU閣僚理事会の承認を経て2021年6月30日に成立、同年7月9日にEU官報で公布された<sup>7</sup>。欧州委員会は、2030年目標および2050年目標の実現に向けて、関連法の見直しを行い、法提案など必要な施策の検討を求める同法の条文に基づき、同年7月14日、政策パッケージ「Fit for 55」<sup>8</sup>を発表した。なお、この政策パッケージの呼称は「2030年までのGHG排出の1990年比実質55%削減にふさわしい」の意と考えられる。

欧州委員会は、EUは1990年から2019年にかけて24%のGHG排出削減と、62%増の経済成長を並行して実現したと強調。「Fit for 55」パッケージは、経済成長とGHG排出のデカップリングを実現した既存の法的枠組みを基盤に、前述の欧州気候法の修正提案とともに公表された包括的な影響評価も根拠としつつ、各法案、イニシアチブの相互の関係を考慮しながら作成された。この影響評価は、2030年までにGHG排出を55%削減するという目標は達成可能であり、気候中立の達成や環境に優しいエネルギーへの移行だけでなく、経済成長や雇用創出においても有益だとしていた<sup>9</sup>。

なお、EUの気候変動政策の資金については、2021～2027年を対象とする中期予算計画（多年度財政枠組み：MFF）と新型コロナウイルス危機からの復興基金「次世代のEU」の合計の30%、また、「次世代のEU」の中核部分である、加盟国の復興プログラムに資金を提供する「復興レジリエンス・ファシリティ」の37%が気候変動政策に割り当てられる<sup>10</sup>。

---

<sup>6</sup> European Council “European Council meeting (10 and 11 December 2020) – Conclusions”

<https://www.consilium.europa.eu/media/47296/1011-12-20-euco-conclusions-en.pdf>

<sup>7</sup> “Regulation (EU) 2021/1119 of the European Parliament and of the Council of 30 June 2021 establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulations (EC) No 401/2009 and (EU) 2018/1999 (‘European Climate Law’)”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32021R1119>

<sup>8</sup> "Communication from the Commission: 'Fit for 55': delivering the EU's 2030 Climate Target on the way to climate neutrality"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021DC0550>

European Commission "European Green Deal: Commission proposes transformation of EU economy and society to meet climate ambitions" 14 July 2021

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_21\\_3541](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_3541)

パッケージに含まれる文書は、次のウェブサイトが掲載されている。

European Commission "Delivering the European Green Deal" (2021年9月12日閲覧)

[https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/european-green-deal/delivering-european-green-deal\\_en](https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/european-green-deal/delivering-european-green-deal_en)

<sup>9</sup> “Commission Staff Working Document: Executive Summary of the Impact Assessment accompanying the document Communication from the Commission: Stepping up Europe’s 2030 climate ambition Investing in a climate-neutral future for the benefit of our people”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020SC0177>

<sup>10</sup> EUの気候変動政策への資金供給については、ジェトロ調査レポート「新型コロナ危機からの復興・成長戦略としての『欧州グリーン・ディール』の最新動向」（2021年3月）も参照。

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/331e9d95b330cf03.html>

## (2) 「Fit for 55」の対象分野<sup>11</sup>

政策パッケージ「Fit for 55」は、2030年のGHG排出削減目標の達成に向けて、気候目標とエネルギー、土地利用、運輸、税制分野のイニシアチブを組み合わせた、包括的な提案を行った。欧州委員会は同政策パッケージによって期待される効果として、大気質の改善や都市部の温度上昇の抑制と緑化、住民の健康、エネルギーと関連出費の節約に加えて、雇用の創出と技術の向上、産業の発展などに言及。気候変動対策の恩恵は自明であり、その恩恵と機会をいかに迅速かつ公正に行き渡らせるかが課題だと強調した。さらに、EUレベルの様々な政策手段を利用することで、社会に過剰な混乱をもたらすことなく、適切な速さで変化を実現できると述べた。

「Fit for 55」は、「エネルギー効率の改善」、「再生可能エネルギーの利用拡大」、「土地利用・林業によるGHG吸収の拡大」、「EU排出量取引制度（EU-ETS）の適用拡大」、「低排出・持続可能な輸送手段・燃料の普及」、「税制と気候目標の整合化」、「カーボン・リーケージ（排出規制が緩やかな国・地域への産業流出）対策」などを目的とする、8つの現行の規則改正案と5つの新規規則案という、合計13の法提案から成る。欧州委員会はこれらの提案を気候・エネルギーに関する「目標の設定」、「炭素価格の設定」、「関連ルールの整備」、「支援政策」に4分類し、模式的に図1の通りに示した。なお、欧州委員会は、加盟国の排出削減の分担に関する規則の目標の達成におけるエネルギー効率指令と再生可能エネルギー指令の役割を、乗用車と小型商用車のCO2排出基準や代替燃料インフラの整備、EU-ETSと並べて強調しており<sup>12</sup>、「目標設定」のためのイニシアチブの中にも目的と手段の関係となっているものもある。

---

<sup>11</sup> "Communication from the Commission: 'Fit for 55': delivering the EU's 2030 Climate Target on the way to climate neutrality"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021DC0550>

European Commission "European Green Deal: Commission proposes transformation of EU economy and society to meet climate ambitions" 14 July 2021

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_21\\_3541](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_3541)

European Commission "Questions and Answers - Making our energy system fit for our climate targets" 14 July 2021

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda\\_21\\_3544](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_3544)

<sup>12</sup> European Commission "Questions and Answers - The Effort Sharing Regulation and Land, Forestry and Agriculture Regulation" 14 July 2021

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda\\_21\\_3543](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_3543)



図 1. 「Fit for 55」におけるイニシアチブの分類

炭素価格の設定	目標設定	関連ルールの整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>航空部門を含む排出量取引制度の強化</li> <li>海運、道路輸送及び建物部門への排出量取引制度の拡大</li> <li>エネルギー課税指令の見直し</li> <li>炭素国境調整メカニズムの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加盟国の排出削減の分担に関する規則の見直し</li> <li>土地利用・土地利用変化および林業規則の見直し</li> <li>再生可能エネルギー指令の見直し</li> <li>エネルギー効率化指令の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗用車・バンのCO2排出基準の強化</li> <li>代替燃料のインフラ整備</li> <li>ReFuel EU：より持続可能な航空燃料</li> <li>Fuel EU：海運におけるより環境に優しい燃料</li> </ul>
支援政策		
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会気候基金の設立など、収入とルールを活用したイノベーションの促進、連帯の強化、弱者への影響緩和</li> </ul>		

(出所) "Communication from the Commission: 'Fit for 55': delivering the EU's 2030 Climate Target on the way to climate neutrality"

一方、イニシアチブの分類と直接の適用対象、その分類と直接の適用対象、影響が予想される部門を表 1 に示す（各イニシアチブの概要は（4）「各イニシアチブの概要」以降を参照）。

なお、「加盟国の排出削減の分担」、「土地利用・土地利用変化および林業部門からの排出・吸収」、「エネルギー効率目標」、「再生可能エネルギー目標」、「EU-ETS 制度」、「新車の乗用車・小型商用車の CO2 排出基準」の 6 分野の法制度の見直しは、2020 年 9 月 17 日に発表された 2030 年目標の修正提案の段階で言及されていた<sup>13</sup>。

この他、欧州委員会は、「Fit for 55」パッケージと関連性の高い非立法イニシアチブである「EU 森林戦略」<sup>14</sup>も同パッケージと同時に発表した。また、欧州委員会は 2021 年末までに建物のエネルギー性能指令の改正案と、ガス燃料の脱炭素化、水素市場への支援、メタン発生の抑制に関する施策を発表する予定だ。

<sup>13</sup> “State of the Union: Commission raises climate ambition and proposes 55% cut in emissions by 2030” 17 September 2020

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP\\_20\\_1599](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_20_1599)

<sup>14</sup> Communication from the Commission: New EU Forest Strategy for 2030

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021DC0572>

表 1. 「Fit for 55」に含まれるイニシアチブ

分野	イニシアチブ	新規提案/ 既存法の改正	法令の主な 適用対象	主な関連部門
気候・エネルギー目標の設定	加盟国の排出削減の分担に関する規則の改正	改正	加盟国	産業・建物・運輸
	土地利用・土地利用変化および林業規則の改正	改正	加盟国	農業・林業
	エネルギー効率化指令の改正	改正	加盟国	電力・産業・建物・運輸
	再生可能エネルギー指令の改正	改正	加盟国	電力・産業・建物・運輸
炭素価格	EU 排出量取引制度 (EU-ETS) 指令の見直し	改正	加盟国	電力・産業・建物・運輸
	航空部門への炭素価格の導入	改正	加盟国	運輸
	炭素国境調整メカニズム (CBAM) 提案	新規提案	特定の輸入品	電力・産業
	エネルギー課税指令の見直し	改正	加盟国	建物・運輸
排出ルール	新車の乗用車・小型商用車のCO2 排出基準の改正	改正	車両メーカー	運輸・産業
	代替燃料インフラ規則案の提案、現行指令の廃止	新規提案	加盟国	運輸
	持続可能な航空の公平な競争条件に関する規則の提案 (持続可能な航空燃料の促進)	新規提案	航空燃料の供給事業者	運輸
	海運における低炭素で持続可能な燃料の使用に関する規則の提案	新規提案	船舶	運輸
支援政策	社会気候基金の創設の提案	新規提案	加盟国	建物・運輸

(出所) "Communication from the Commission: 'Fit for 55': delivering the EU's 2030 Climate Target on the way to climate neutrality"および各イニシアチブの文書、European Commission "European Green Deal: Commission proposes transformation of EU economy and society to meet climate ambitions" 14 July 2021

### (3) 各イニシアチブの相互関係<sup>15</sup>

EUの2050年の気候中立目標は、2015年に締結されたパリ協定の「気温上昇を産業革命以前と比較して2.0度より十分低く、1.5度に抑える努力をする」という目標に沿ったものであり<sup>16</sup>、気候中立を円滑に達成するため、「2030年までにGHG排出量を1990年比で55%削減」という目標が設定された。政策パッケージ「Fit for 55」では、2030年目標を達成するために必要なエネルギー効率と再生可能エネルギー、土地・森林による大気中のCO<sub>2</sub>の吸収源（カーボン・シンク）の目標値が定められた。また、既存のルール強化を中心に炭素価格と排出削減のためのルールに関するイニシアチブが提案された。

欧州委員会は、EUのGHG排出の約4分の3をエネルギー部門が占めていると指摘し、排出削減と大気質の改善、化石燃料への依存抑制に直結するエネルギー効率性の向上と再生可能エネルギーの大規模な導入拡大が、建物部門や産業部門、運輸部門など経済活動からの排出削減のカギとなると見る。例えば、エネルギー課税指令の改正案はエネルギー担体の環境性能に応じた最低課税水準の見直しを提案しており、環境に優しい燃料の価格面での魅力を高め、再生可能エネルギーへの切り替えのインセンティブを提供することが期待される。EU-ETSの改正と建物と道路輸送の燃料を対象とする新たな排出量取引制度の導入は、対象部門におけるエネルギーの消費の抑制と、再生可能エネルギーのシェア拡大に向けた強力な価格シグナル<sup>17</sup>ともなり得る。

さらに、乗用車・小型商用車のCO<sub>2</sub>排出基準の見直しでは、2035年以降、新車からは実質排出ゼロを提案し、代替燃料インフラ規則案による充電・燃料充填インフラの整備によって、運輸部門における電気自動車や水素の利用拡大が予想される。加えて、航空部門と海運部門においても持続可能な燃料の利用拡大を図るほか、炭素国境調整メカニズムは、EU域内ではないが、域外の国・地域の野心的な気候・エネルギー政策のインセンティブを与えるものともなる。

---

<sup>15</sup> "Communication from the Commission: 'Fit for 55': delivering the EU's 2030 Climate Target on the way to climate neutrality"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021DC0550>

European Commission "European Green Deal: Commission proposes transformation of EU economy and society to meet climate ambitions" 14 July 2021

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_21\\_3541](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_3541)

<sup>16</sup> European Commission "2050 long-term strategy" (2021年9月12日閲覧)

[https://ec.europa.eu/clima/policies/strategies/2050\\_en](https://ec.europa.eu/clima/policies/strategies/2050_en)

<sup>17</sup> 「価格シグナル」とは、価格が消費者が商品の質の判断を判断する基準となることを指す。本稿では、炭素価格を明示することで、排出削減に伴うコストなどが可視化され、より効率的な手段などを選択することにつながるという意味で用いる。

#### (4) 各イニシアチブの概要<sup>18</sup>

「Fit for 55」を構成する立法イニシアチブは、「GHGの排出削減」、「エネルギー効率と再生可能エネルギーの利用拡大」、「土地利用・林業による大気中のGHGの吸収」の目標を設定する一方で、EU排出量取引制度（EU-ETS）など炭素価格の導入や乗用車の排出基準など排出ルールの設定といった手段を用いた、相互に関連し、補完し合う内容となっている。欧州委員会は、「公正で環境に配慮しつつも競争力のある欧州」の実現には、バランスの取れた政策パッケージとEU-ETSなどのイニシアチブから得られる収入が必要であり、域内の様々な経済部門と加盟国が公平に責任を分担し、必要に応じて支援を提供することが重要だと強調した。

##### ① 加盟国の排出削減の分担に関する規則の見直し<sup>19</sup>

現行の「加盟国の排出削減の分担に関する規則」<sup>20</sup>（2018年7月9日発効）は、後述するEU-ETSおよび土地利用・土地利用変化および林業（LULUCF）規則が適用されない、建物や道路輸送、農業、小規模な製造設備、ごみ処理などから発生するGHG<sup>21</sup>の排出を対象とする。現行規則は、「2030年にGHG排出を1990年比で40%削減」というこれまでのEU目標の達成に向けて、同規則の対象分野において同年までに2005年比で30%以上の排出削減をEU全体で実現するよう、各加盟国が達成すべき拘束力のある削減目標を定めていた。

「Fit for 55」に含まれる同規則の改正案<sup>22</sup>は、「2030年までにEU全体で55%の排出削減」を実現するため、同年のGHG排出の削減目標を「2005年比で40%」に引き上げ

---

<sup>18</sup> "Communication from the Commission: 'Fit for 55': delivering the EU's 2030 Climate Target on the way to climate neutrality"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021DC0550>

European Commission "European Green Deal: Commission proposes transformation of EU economy and society to meet climate ambitions" 14 July 2021

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_21\\_3541](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_3541)

European Commission "Questions and Answers - Making our energy system fit for our climate targets" 14 July 2021

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda\\_21\\_3544](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_3544)

<sup>19</sup> European Commission "Questions and Answers - The Effort Sharing Regulation and Land, Forestry and Agriculture Regulation" 14 July 2021

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda\\_21\\_3543](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_3543)

<sup>20</sup> Regulation (EU) 2018/842 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 on binding annual greenhouse gas emission reductions by Member States from 2021 to 2030 contributing to climate action to meet commitments under the Paris Agreement and amending Regulation (EU) No 525/2013

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32018R0842>

<sup>21</sup> 同規則が対象とするGHGは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）、フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）。排出量はCO<sub>2</sub>換算トンで計量する。

<sup>22</sup> "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU) 2018/842 on binding annual greenhouse gas emission reductions by Member States from

ることを提案した。EU 各加盟国に課される数値目標は、各国の排出の現状と削減の可能性を踏まえ、人口 1 人当たりの GDP を基準に、排出削減のコスト効率性を考慮した補正を加えて算出された（詳細は「2. 「Fit for 55」の気候・エネルギー目標の設定」参照）。

## ② 土地利用・土地利用変化および林業（LULUCF）規則の改正

現行の土地利用・土地利用変化および林業（LULUCF）規則<sup>23</sup>は、2021～2030 年の期間の土地と森林、バイオマスの管理によって発生する CO<sub>2</sub> などの GHG を対象に、GHG の排出分を吸収することを加盟国に義務付けている。

改正案<sup>24</sup>は、2030 年には年間の GHG 吸収量が 3 億 1,000 万 CO<sub>2</sub> 換算トン（t CO<sub>2</sub>-eq）<sup>25</sup>以上、排出量を上回ることを EU 全体での数値目標として定め、加盟国に国別目標の達成に向けた炭素吸収源（カーボン・シンク）の拡大を求めた。また、2031 年以降は、農業部門から生じる GHG 排出も対象に含め、2035 年までに EU 全体でこれらの分野からの実質排出ゼロを達成し、2035 年以降は吸収量が排出量を上回るようにすることを求めた（詳細は「2. 「Fit for 55」の気候・エネルギー目標の設定」参照）。

なお、LULUCF と関連する施策として、「Fit for 55」と同時に「EU 森林戦略」<sup>26</sup>が発表された。同戦略は、域内の森林の品質と量、レジリエンス（回復力）の向上を目標に、伐採とバイオマスの利用の持続可能性を維持しつつ、林業者と森林ベースのバイオ経済を支援すること、生物多様性の保護、さらには、2030 年までに域内で 30 億本の植樹を行う計画を打ち出した。

---

2021 to 2030 contributing to climate action to meet commitments under the Paris Agreement”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0555>

<sup>23</sup> “Regulation (EU) 2018/841 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 on the inclusion of greenhouse gas emissions and removals from land use, land use change and forestry in the 2030 climate and energy framework, and amending Regulation (EU) No 525/2013 and Decision No 529/2013/EU”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32018R0841>

<sup>24</sup> “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulations (EU) 2018/841 as regards the scope, simplifying the compliance rules, setting out the targets of the Member States for 2030 and committing to the collective achievement of climate neutrality by 2035 in the land use, forestry and agriculture sector, and (EU) 2018/1999 as regards improvement in monitoring, reporting, tracking of progress and review”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0554>

<sup>25</sup> t-Co<sub>2</sub> とは二酸化炭素 1 トンを意味する単位で、t-Co<sub>2</sub>eq は、各種の GHG 排出量に地球温暖化係数（GWP）を用いて t-Co<sub>2</sub> 相当量に換算した値に付される単位。なお、eq とは「equivalent（イクイヴァレント）」の略である。

<sup>26</sup> “Communication from the Commission: New EU Forest Strategy for 2030”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021DC0572>

### ③ エネルギー効率化指令の改正

エネルギー効率化指令は加盟国に適用され、エネルギー効率化の目標と促進のための枠組みを定める。現行の規定は、2012年に公布された指令<sup>27</sup>と2018年の改正指令<sup>28</sup>がベースとなっている。現行指令は、2007年時点での2030年のエネルギー消費予測よりも、EU全体で32.5%のエネルギー効率化を実現することを加盟国に義務付けた。これは、最終エネルギー消費（エネルギーの最終消費者による消費）を年8億4,600万石油換算トン（toe）<sup>29</sup>、一次エネルギー消費（エネルギー部門でのエネルギー消費。変換時の喪失も含む消費）を年11億2,800万toe以下に抑制することに相当する<sup>30</sup>。この他、加盟国に対して、2021～2030年の期間、毎年0.8%（キプロスとマルタは0.24%）のエネルギー効率化を求め、さらに、中央政府が所有・利用する、冷暖房を使用する建物の床面積の3%を毎年改修することなどを定めている<sup>31</sup>。

同指令改正案<sup>32</sup>は、2020年時点での2030年のエネルギー消費予測よりも、EU全体で9%のエネルギー効率化を義務付ける提案を行った。これは、最終エネルギー消費を7億8,700万toe、一次エネルギー消費を10億2,300万toe以下に抑制することに相当する。また、2024年から2030年までは、加盟国に対して従来、0.8%に設定されていたエネルギー効率改善の目標を、1.5%に引き上げることを提案した。この他、公共建築の改修の要件を強化し、対象を中央政府だけでなく公的団体まで拡大し、「ニアリーゼロ・エネルギー・ビル」に改修することを提案した（詳細は「2. 「Fit for 55」の気候・エネルギー目標の設定」参照）。

### ④ 再生可能エネルギー指令の改正

現行の再生可能エネルギー指令<sup>33</sup>では、加盟国に対して、「2030年までに最終エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を32%以上とする」という拘束力のある目標が

---

<sup>27</sup> “Directive 2012/27/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 on energy efficiency, amending Directives 2009/125/EC and 2010/30/EU and repealing Directives 2004/8/EC and 2006/32/EC”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32012L0027>

<sup>28</sup> “Directive (EU) 2018/2002 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2018 amending Directive 2012/27/EU on energy efficiency”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32018L2002>

<sup>29</sup> 1トンの原油を燃焼させた際に発生するエネルギーを1とした単位。

<sup>30</sup> 英国が2020年にEUから離脱したため、英国分を差引いた数値。

<sup>31</sup> European Commission “Energy efficiency directive”（2021年9月12日閲覧）

[https://ec.europa.eu/energy/topics/energy-efficiency/targets-directive-and-rules/energy-efficiency-directive\\_en](https://ec.europa.eu/energy/topics/energy-efficiency/targets-directive-and-rules/energy-efficiency-directive_en)

<sup>32</sup> “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on energy efficiency”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0558>

<sup>33</sup> “Directive (EU) 2018/2001 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2018 on the promotion of the use of energy from renewable sources”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32018L2001>



設定されている。同指令の改正案<sup>34</sup>は、この目標を 40%に引き上げることを提案した。また、運輸部門と建物部門、産業部門における数値目標を提案した。さらに、環境への影響も抑制するため、バイオマス由来のエネルギーの使用に関する持続性基準を強化し、木質バイオマスについては加盟国が「カスケード利用の原則（cascading principle）」<sup>35</sup>を順守した支援制度を設計するように求めた（詳細は「2. 「Fit for 55」の気候・エネルギー目標の設定」参照）。

## ⑤ EU 排出量取引制度（EU-ETS）の改正

現行の EU 排出量取引制度（EU-ETS）は、火力発電や鉄鋼、セメント、石油精製、製紙、化学品、域内発着の航空便など炭素集約型産業からの GHG 排出の総量に上限を設け、排出量の取引制度を構築することで、排出削減と革新的な低炭素技術への投資の促進を目指す制度だ<sup>36</sup>。現行制度では、2021～2030 年の間、GHG 排出総量の上限は、毎年 2.2%引き下げられる。

欧州委員会は、過去 16 年間で対象産業からの排出を 42.8%削減したと分析<sup>37</sup>。「Fit for 55」において、2 件の改正提案を行った。まず、EU-ETS の強化に向けた施策として、「EU-ETS の適用対象の海運部門への拡大」、「排出総量の上限の毎年の引き下げ幅の 2.2%から 4.2%への引き上げ」、「炭素国境メカニズム（「⑩炭素国境調整メカニズム」参照）導入に伴う無償排出枠の削減」「建物と道路輸送部門を対象とする新たな排出量取引制度の設立」などを提案した<sup>38</sup>。同改正案では、EU-ETS からの収益を利用した基金の

---

<sup>34</sup> Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive (EU) 2018/2001 of the European Parliament and of the Council, Regulation (EU) 2018/1999 of the European Parliament and of the Council and Directive 98/70/EC of the European Parliament and of the Council as regards the promotion of energy from renewable sources, and repealing Council Directive (EU) 2015/652

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0557>

<sup>35</sup> バイオマス素材としての利用を可能な限りエネルギー源としての利用よりも優先することで、利用可能なバイオマスの量を増やし、資源利用の効率性を高めるための原則。例えば、木質バイオマスは経済と環境への付加価値が高い順に、木製の製品、利用期間の延長、再利用、リサイクル、バイオ・エネルギーの順に利用し、廃棄は最終的な処理となる。

<sup>36</sup> “Directive 2003/87/EC of the European Parliament and of the Council of 13 October 2003 establishing a scheme for greenhouse gas emission allowance trading within the Community and amending Council Directive 96/61/EC”（EU-ETS の対象となる分野と GHG はこの指令の付属書 I と付属書 II に記載）

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32003L0087>

European Commission “EU Emissions Trading System (EU ETS)”（2021 年 9 月 12 日閲覧）

[https://ec.europa.eu/clima/policies/ets\\_en](https://ec.europa.eu/clima/policies/ets_en)

<sup>37</sup> “European Green Deal: Commission proposes transformation of EU economy and society to meet climate ambitions” 14 July 2021

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_21\\_3541](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_3541)

<sup>38</sup> “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2003/87/EC establishing a system for greenhouse gas emission allowance trading within the Union, Decision (EU) 2015/1814 concerning the establishment and operation of a market stability

拡大や、建物と道路輸送部門の排出量取引から得られる収益を、社会的弱者の世帯や脆弱な零細企業、交通弱者などのために利用することも提案した。

さらに、航空部門に関して、「航空部門を対象に排出総量の上限の引き下げ」、「2027年の完全なオークション方式への移行」および「域内と域外を結ぶ航空便を対象とする、国際民間航空機関（ICAO）が決議した国際航空におけるカーボン・オフセット制度『CORSIA』<sup>39</sup>の運用開始」などが提案された<sup>40</sup>。

## ⑥ 乗用車・小型商用車のCO2排出基準を定める規則の改正

EUの現行の規則は、自動車メーカーに対して自社が販売する新車のCO2の平均排出量を、2030年までに2021年のCO2排出目標を基準に乗用車は37.5%、小型商用車（バン）は31%削減するよう求めている<sup>41</sup>。「Fit for 55」において発表された改正案<sup>42</sup>では、CO2排出ゼロのモビリティへの移行を加速するため、2030年の排出削減目標を乗用車については55%削減、小型商用車については50%削減まで引き上げた。さらに、2035年までに乗用車と小型商用車ともにCO2排出を100%削減するとし、同年以降に登録される新車をゼロ排出車とすることを提案した。

## ⑦ 代替燃料インフラ規則案

運輸部門における電力や水素、天然ガスなど環境に優しい代替燃料のインフラ整備に関する施策のEU共通の枠組みは、現状では代替燃料インフラ指令<sup>43</sup>に定められている。同指令は、加盟国を対象に、代替燃料およびその補給インフラの市場整備に向けた政策枠組みや、共通の技術仕様などの最低要件を定めている。

---

reserve for the Union greenhouse gas emission trading scheme and Regulation (EU) 2015/757”  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0551>

<sup>39</sup> ICAO “Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation”（2021年9月12日閲覧）

<https://www.icao.int/environmental-protection/CORSIA/Pages/default.aspx>

<sup>40</sup> “Proposal for a Directive of the European Parliament and of The Council amending Directive 2003/87/EC as regards aviation's contribution to the Union's economy-wide emission reduction target and appropriately implementing a global market-based measure”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0552>

<sup>41</sup> “Regulation (EU) 2019/631 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 setting CO2 emission performance standards for new passenger cars and for new light commercial vehicles, and repealing Regulations (EC) No 443/2009 and (EU) No 510/2011”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32019R0631>

<sup>42</sup> “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU) 2019/631 as regards strengthening the CO2 emission performance standards for new passenger cars and new light commercial vehicles in line with the Union's increased climate ambition”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0556>

<sup>43</sup> Directive 2014/94/EU of the European Parliament and of the Council of 22 October 2014 on the deployment of alternative fuels infrastructure

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32014L0094>



欧州委員会は、現行指令の問題点として、加盟国の代替燃料インフラの整備計画の目標水準が低く、一貫性に欠けるため、インフラ整備が不十分であり均一でないこと、充電時のデータ通信などに利用される通信標準の相互互換性に問題があること、顧客への情報提供と共通支払いシステムの透明性の欠如が利用者拡大の障害となっている点を挙げた。そこで、高密かつ広域にわたる相互運用可能な燃料インフラの迅速かつ一貫性のある整備に向けて、現行指令を廃止し、加盟国に直接適用される「規則」化を提案した。

規則案<sup>44</sup>では、域内で代替燃料を利用した移動手段の燃料補給や、充電をより容易にできるように、燃料充填・充電設備を整備し、特に汎欧州運輸ネットワーク（TEN-T）沿いでは、原則として充電設備を 60 キロメートル（km）間隔で、また、水素ステーションを 150 km 間隔で整備することを加盟国に対して求めた。さらに、航空機と船舶についても、域内の主要港と空港において電力供給を受けられるようにすることを求めた。

### ⑧ 持続可能な航空の公平な競争条件に関する規則案（「ReFuel EU」）

EU の航空部門の排出規制としては EU-ETS があるが、現状では域内発着の航空便のみが対象であり、さらに無償の排出枠も提供されている。欧州委員会は、航空部門も重要な汚染源となっているとして、持続可能な航空燃料に関する新たな規則案<sup>45</sup>を発表した。この規則案は「ReFuel EU」の名称でも知られ、航空燃料の供給事業者に対して、EU 域内の空港で提供される航空燃料における、合成航空燃料を含む持続可能な航空燃料のブレンド率の引き上げを義務付けることを提案した。なお、合成航空燃料は、バイオマスをエネルギー源とするバイオ燃料やバイオガス以外の非生物起源の輸送燃料となる。

### ⑨ 海運における低炭素で持続可能な燃料の使用に関する規則案（「Fuel EU」）

欧州委員会は、現状において海運部門の燃料はほとんど全てが化石燃料だと指摘。国際海運部門における持続可能・低炭素な燃料の利用拡大に向けた EU 共通の規制枠組みとして持続可能な海洋船舶の燃料に関する新規則を提案した<sup>46</sup>。この提案は、「Fuel EU」とも呼ばれる。規則案は、加盟国が管轄する港湾に寄港する 5,000 トン以上の船舶が港内で利用するエネルギーと、加盟国が管轄する港湾の間の航行に必要なエネルギー全体、また、加盟国が管轄する港湾とそれ以外の港湾の間の航行に必要なエネルギーの半分を対象

---

<sup>44</sup> Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the deployment of alternative fuels infrastructure, and repealing Directive 2014/94/EU of the European Parliament and of the Council

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0559>

<sup>45</sup> Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on ensuring a level playing field for sustainable air transport

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0561>

<sup>46</sup> “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the use of renewable and low-carbon fuels in maritime transport and amending Directive 2009/16/EC

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0562>

とし、使用するエネルギーの採掘から燃焼までの GHG 強度（エネルギー1 単位あたりの GHG 排出量）に上限を設け、2050 年にかけて厳格化することを提案した。

#### ⑩ エネルギー課税指令の改正

エネルギー課税指令<sup>47</sup>は、域内の電力とエネルギー製品市場を円滑に運営し、加盟国間で税制に大きな差異が生じることを避け、競争力のある低炭素かつエネルギー効率的な社会への移行に貢献するために、加盟国が順守すべき電力と、原動機の燃料と暖房の燃料として利用されるエネルギー製品への課税の枠組みを定める。欧州委員会が提案した同指令の改正案<sup>48</sup>は、2030 年目標と 2050 年の気候中立の達成に向けて、電力とエネルギー製品の税制を関連するエネルギーと環境、気候分野の政策と統合化させることで、排出削減に貢献することを目的とする。エネルギー製品の量への課税からエネルギー成分に応じた課税への移行、化石燃料へのインセンティブの廃止、エネルギー製品の環境性能に応じた税率の導入を提案した。エネルギー製品と電力を環境性能に応じて順位付けし、分類することで、税制の合理化を図る。

#### ⑪ 炭素国境調整メカニズム（CBAM）の提案

EU-ETS など EU 域内の排出ルールを強化することで、適用対象となる産業の生産拠点の EU 域外への移転や、排出規制が緩やかな域外の国・地域からの輸入品による代替など、カーボン・リーケージも懸念される。欧州委員会は、EU 域内における気候変動政策によるカーボン・リーケージを防止するために、EU と同等の排出制限が実施されていない国・地域からのセメントや電力、肥料、鉄鋼、アルミニウムの輸入に対して炭素価格を適用する「炭素国境調整メカニズム（CBAM）」を導入する新たな規則を提案<sup>49</sup>した。また、同メカニズムは、炭素集約型産業の域外への移転防止だけでなく、EU 域外の産業や EU の貿易相手国・地域に EU と同レベルの排出削減策の採用を促す目的もあり、域内の排出が減少しても世界全体で排出が拡大する事態を防ぐ効果も期待される。

#### ⑫ 社会気候基金の創設

欧州委員会は、EU の気候変動政策は中長期的な利益は明確であるものの、短期的には社会的弱者の世帯や脆弱な零細企業、交通弱者をさらに圧迫するリスクがあるとの認識を示し、気候変動への対策と適応にかかるコストの適切な配分の重要性を強調。エネルギー

---

<sup>47</sup> “Council Directive 2003/96/EC of 27 October 2003 restructuring the Community framework for the taxation of energy products and electricity”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32003L0096>

<sup>48</sup> “Proposal for a Council Directive restructuring the Union framework for the taxation of energy products and electricity”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0563>

<sup>49</sup> “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing a carbon border adjustment mechanism”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0564>

効率や新型の冷暖房、環境に優しいモビリティへの市民の支出を支援するための資金を加盟国に提供する、新たな「社会気候基金（Social Climate Fund）」の創設を提案した<sup>50</sup>。建物部門と運輸部門の燃料を対象に導入が検討されている新たな排出量取引制度による収入の25%に相当するEU予算の資金を利用し、2025～2032年に同基金から総額722億ユーロを加盟国に提供することを提案した。欧州委員会は、加盟国の資金のマッチングを提案しており、総額1,444億ユーロの資金動員を企図している。

## (5) 「Fit for 55」に対する主な反応

### ① 欧州産業連盟は域外の競合との公平な競争条件の確保を要求

ビジネスヨーロッパ（欧州産業連盟）は2021年7月15日に「Fit for 55」に関する声明を発表。同パッケージに含まれる法提案には広範な欧州企業への影響が予想されるとしつつも、気候中立の実現への取り組みに前向きな姿勢を示した。ただし、全世界のGHG排出に占めるEUの割合は10%に満たないとして、排出規制の緩い域外の国・地域との事業環境との差がより拡大することへの懸念を示し、公正な競争条件の維持とカーボン・リーケージ対策の重要性を強調した。加えて、気候変動対策と経済・技術的な課題の間で適切なバランスを取るには、細部に十分に注意する必要があると指摘。例えば、複数の立法措置による二重規制が適用されることのないよう、注意深く見守る意向を示した。さらに、産業界は過去15年で、GHG排出を約35%削減したとして、負担の適切な分配を求めた。特に炭素国境調整メカニズム（CBAM）について、欧州委員会が対象部門のEU-ETSの無償排出枠の削減を提案したことを受けて、投資の見通しを不安定化させるリスクがあると述べ、欧州企業が脱炭素に必要な投資を行うことのできる、見通しの良い事業環境の創出を求めた<sup>51</sup>。

### ② 環境市民団体は汚染コスト負担の不公平さと化石燃料の継続利用を批判

環境市民団体の欧州環境ビューロー（EEB）は、「Fit for 55」の関連文書が一部メディアにリークされたことを受けて、公式発表に先立って声明を発表した。同団体は、「Fit for 55」を、気候中立に向けた道筋と分野別の目標の設定に失敗しただけでなく、汚染の全責任を負わずに済むように産業界を引き続き擁護する内容だと述べた。同団体は、海運部門へのEU-ETS適用や、低所得の加盟国のエネルギー政策を支援する近代化基金の利用対象から化石燃料と関連するプロジェクトを除外するなどの一部の取り組みには一定の評

<sup>50</sup> “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing a Social Climate Fund”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0568>

<sup>51</sup> BusinessEurope “EU fit-for-55: direction is right, but the devil is in the details” 15 July 2021

<https://www.businesseurope.eu/publications/eu-fit-55-direction-right-devil-details>

価を示した。しかし、運輸部門と建物部門に排出量取引制度を導入する一方で、産業界への無償排出枠の提供を継続し、化石燃料に公的資金を利用するもので、事実上、汚染のコストを真の汚染者から最終消費者に転嫁する「地球に相応しくなく、社会に不公正」な案だと厳しく批判した。EEBは、「Fit for 55」の法案を今後、審議する欧州議会と加盟国に対して、野心レベルの引き上げと政策の一貫性の改善を求めるように呼びかけた<sup>52</sup>。

### ③ 一部の欧州議員は燃料価格上昇の可能性に危機感

EU情報専門サイト「Euractiv」によると、一部の欧州議員は運輸部門と建物部門の燃料への排出量取引制度の導入に不安を示している。同サイトによると、欧州議会環境委員会の委員長であるパスカル・カンファン議員（フランス選出）は、この新たな排出量取引制度は「政治的な自殺行為」であり、2018年に炭素税の引き上げと燃料価格の高騰に対する不満が発端となってフランスで発生した「黄色いベスト運動」の再来を招く危険性があると警告した。この他、社会気候基金によって、排出量取引制度による負担がどの程度、軽減されるのか疑問視する声がある一方で、GHG排出の価格シグナルのみが一般世帯が環境性能の高い暖房や電気自動車に買い換えるきっかけを与え得るとして、排出量取引の導入を積極的に評価する声もあるという<sup>53</sup>。

---

<sup>52</sup> European Environmental Bureau “EU’s ‘Fit for 55’ is unfit and unfair” 14 July 2021  
<https://eeb.org/eus-fit-for-55-is-unfit-and-unfair-ngos-say/>

<sup>53</sup> Euractiv EU’s Timmermans defends new ETS in front of sceptical lawmakers 15 July 2021  
(updated 26 July 2021)  
<https://www.euractiv.com/section/energy-environment/news/eus-timmermans-defends-new-ets-in-front-of-sceptical-lawmakers/>

## 2. 「Fit for 55」の気候・エネルギー目標の設定

本節では、「Fit for 55」パッケージにおいて欧州委員会が公表した提案の中でも、2030年までにGHGの排出を55%削減するための、排出削減と再生可能エネルギー、エネルギー効率化、炭素吸収源（カーボン・シンク）の目標設定に関する規定を概観する。

### (1) 加盟国の排出削減の分担に関する規則<sup>54</sup>

#### ① 排出削減目標の引き上げ

欧州委員会は、欧州気候法が定めた「2030年までにGHGの排出を1990年比で55%削減する」という目標に向けて、加盟国の排出削減の分担に関する規則の改正を提案した。排出目標の55%への引き上げを提案したコミュニケーション「2030年の欧州気候目標の引き上げ」<sup>55</sup>とともに公表された影響評価<sup>56</sup>では、現行の加盟国の排出削減の分担に関する規則の目標である「2005年比でGHG排出を30%削減」から、10ポイント程度の引き上げが必要だと指摘していた。

現行の加盟国の排出削減の分担に関する規則は、EU-ETSおよび「土地利用・土地利用変化および林業（LULUCF）規則」が適用されない、道路運輸と建物、農業、小規模な産業設備、ごみ、製品利用からのGHG排出などを対象とする。EUは現行規則が採択された2018年時点では「2030年までにEU全体でのGHG排出を40%削減」という目標を掲げていた。この目標に基づき、現行規則では対象分野からの排出量を「2030年までに2005年比で30%削減」を目指し、各加盟国に対して拘束力のある年毎の削減率を定めていた。

欧州委員会は、現行法を改正しなかった場合、目標値を超える2005年比で32%の削減が2030年に達成されると見込むが、欧州気候法が定める「1990年比で55%削減」の達成は困難だと指摘。改正案は、加盟国の排出削減の分担に関する規則の対象分野においても、コスト効率的に55%削減へ向けて、排出削減を加速させることを目指し、「加盟国の排出削減の分担に関する規則対象分野からの排出量を2030年までに2005年比で40%削

---

<sup>54</sup> Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU) 2018/842 on binding annual greenhouse gas emission reductions by Member States from 2021 to 2030 contributing to climate action to meet commitments under the Paris Agreement <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0555>

European Commission “Questions and Answers - The Effort Sharing Regulation and Land, Forestry and Agriculture Regulation” 14 July 2021

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda\\_21\\_3543](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_3543)

<sup>55</sup> “Communication from the Commission: Stepping Up Europe’s 2030 Climate Ambition Investing in a Climate-Neutral Future for the Benefit of Our People”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020DC0562>

<sup>56</sup> “Commission Staff Working Document: Impact Assessment accompanying the document

Communication from the Commission: Stepping up Europe’s 2030 climate ambition Investing in a climate-neutral future for the benefit of our people”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020SC0176>

減」、そのため、「各加盟国に対して同年比 10～50%の排出削減を義務付ける」ことを提案した。現行規則による負担と比較すると、概ね 10 ポイント程度の目標の引き上げとなる（表 2）。

表 2. 現行規則および規則改正案において、各加盟国に求められる 2005 年比での排出削減の目標値

	現行の負担	改正案		現行の負担	改正案
ベルギー	-35%	-47%	リトアニア	-9%	-21%
ブルガリア	-0%	-10%	ルクセンブルク	-40%	-50%
チェコ	-14%	-26%	ハンガリー	-7%	-18.7%
デンマーク	-39%	-50%	マルタ	-19%	-19%
ドイツ	-38%	-50%	オランダ	-36%	-48%
エストニア	-13%	-24%	オーストリア	-36%	-48%
アイルランド	-30%	-42%	ポーランド	-7%	-17.7%
ギリシャ	-16%	-22.7%	ポルトガル	-17%	-28.7%
スペイン	-26%	-37.7%	ルーマニア	-2%	-12.7%
フランス	-37%	-47.5%	スロベニア	-15%	-27%
クロアチア	-7%	-16.7%	スロバキア	-12%	-22.7%
イタリア	-33%	-43.7%	フィンランド	-39%	-50%
キプロス	-24%	-32%	スウェーデン	-40%	-50%
ラトビア	-6%	-17%			

(出所) Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU) 2018/842 on binding annual greenhouse gas emission reductions by Member States from 2021 to 2030 contributing to climate action to meet commitments under the Paris Agreement

## ② 道路輸送と建物部門の排出量取引制度の新設の影響

前述（「1. ⑤EU 排出量取引制度（EU-ETS）の改正」）の通り、欧州委員会は EU-ETS 指令の改正の一部として、道路輸送と建物部門の燃料を対象とする排出量取引制度の新設を提案した。改正案が成立すれば、両部門には加盟国の排出削減の分担に関する規則と EU-ETS 指令の両方が適用されることとなる。

欧州委員会は、道路輸送と建物部門からの排出は、加盟国の排出削減の分担に関する規則の対象分野の約 55%を占めており、特に道路輸送からの排出は増加傾向にあることから、取り組みを加速させる必要があると述べた。その上で、排出量取引制度による価格シグナルは、企業と消費者によるエネルギーの節約と気候変動に配慮した投資のインセンティブとなるものの、両部門において政府が市場の失敗の補完や、ゼロ排出車の普及、建物の改修促進など、価格によるインセンティブを補う役割を果たす必要があると指摘。消費者と企業の投資の意思決定を促すとともに、コスト効率的な施策を強化し、炭素価格の導入が個人消費に与える影響を最低限まで抑制する政策の重要性を強調した。



### ③ 目標達成に向けた柔軟性ルール

加盟国の排出削減の分担に関する規則には、排出削減の目標を上回った余剰分の「貯蓄」の後からの利用や、一定限度内での将来分の排出量の割り当ての前倒しでの利用、加盟国間での排出量の売買など、目標達成に向けて柔軟性を認める仕組みが盛り込まれている。また、一部の加盟国は、一定限度内で EU-ETS の排出枠を排出削減の分担に関する規則の排出に使うこともできる。欧州委員会は改正案において、LULUCF 部門での余剰の GHG 吸収分を貯蓄し、2030 年の GHG 排出 55%削減（1990 年比）が EU 全体で達成された場合のみに、2 億 2,500 万 t CO<sub>2</sub>-eq を上限として、加盟国が排出削減の分担に関する規則の 2030 年目標を達成するために利用できる、排出削減の余剰の新たな貯蓄の仕組みを提案した。

### (2) 土地利用・土地利用変化および林業（LULUCF）規則<sup>57</sup>

2018 年に採択された現行の土地利用・土地利用変化および林業規則は、2021～2030 年の土地と森林、バイオマスの管理の結果発生する CO<sub>2</sub> とメタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の GHG の排出と吸収を対象とする。現行規則は、採択当時（2018 年）の 2030 年目標であった「1990 年比で 40%の GHG 排出削減」の達成に貢献するため、加盟国に対して対象部門からの排出が吸収量を超えないようにすることを求めている<sup>58</sup>。欧州委員会は、2050 年の気候中立目標の達成には森林や土壌といった健全な、自然界にあるカーボン・シンクが必要だと指摘しており、「Fit for 55」の一部として発表された LULUCF 規則改正案は、気候中立に向けた中間目標とも言える 2030 年目標の排出削減目標の達成に向けて、LULUCF 部門における GHG 吸収の強化を目指すものとなった。

#### ① 拘束力のある 2030 年目標

同改正案は、2025 年までの期間と 2026～2030 年、2031～2035 年の三段階のアプローチを採用した。2025 年までは現在の排出・吸収の目標ルールが適用されるが、2026 年以降は GHG 吸収を強化し、2030 年には対象部門において EU 全体で、GHG 吸収が 3 億

---

<sup>57</sup> “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulations (EU) 2018/841 as regards the scope, simplifying the compliance rules, setting out the targets of the Member States for 2030 and committing to the collective achievement of climate neutrality by 2035 in the land use, forestry and agriculture sector, and (EU) 2018/1999 as regards improvement in monitoring, reporting, tracking of progress and review”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0554>

European Commission “Questions and Answers - The Effort Sharing Regulation and Land, Forestry and Agriculture Regulation” 14 July 2021

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda\\_21\\_3543](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_3543)

<sup>58</sup> “Regulation (EU) 2018/841 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 on the inclusion of greenhouse gas emissions and removals from land use, land use change and forestry in the 2030 climate and energy framework, and amending Regulation (EU) No 525/2013 and Decision No 529/2013/EU”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32018R0841>

1,000 万 t CO<sub>2</sub>-eq 以上、排出を上回ることを目標に掲げた。これは現状を約 15% 上回る水準である。改正案では、各加盟国の 2016～2018 年の GHG 排出・吸収の平均値と、利用可能な管理された土地<sup>59</sup>の面積に基づく拡大の可能性に応じて、各加盟国に対する拘束力のある目標を提案した。

表 3. LULUCF 規則改正案における 2030 年の GHG 正味排出量の国別目標

(単位 : t CO<sub>2</sub>-eq)

	目標		目標		目標
ベルギー	-1,352,000	フランス	-34,046,000	オランダ	4,523,000
ブルガリア	-9,718,000	クロアチア	-5,527,000	オーストリア	-5,650,000
チェコ	-1,228,000	イタリア	-35,758,000	ポーランド	-38,098,000
デンマーク	5,338,000	キプロス	-352,000	ポルトガル	-1,358,000
ドイツ	-30,840,000	ラトビア	-644,000	ルーマニア	-25,665,000
エストニア	-2,545,000	リトアニア	-4,633,000	スロベニア	-146,000
アイルランド	3,728,000	ルクセンブルク	-403,000	スロバキア	-6,821,000
ギリシャ	-4,373,000	ハンガリー	-5,724,000	フィンランド	-17,754,000
スペイン	-43,635,000	マルタ	2,000	スウェーデン	-47,321,000

(注) 正味排出量とは吸収量と排出量の合計であり、本表における負の数値 (-) は吸収量を、正の数値は排出量を示す。

(出所) “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulations (EU) 2018/841 as regards the scope, simplifying the compliance rules, setting out the targets of the Member States for 2030 and committing to the collective achievement of climate neutrality by 2035 in the land use, forestry and agriculture sector, and (EU) 2018/1999 as regards improvement in monitoring, reporting, tracking of progress and review”

## ② LULUCF 部門と農業部門の 2035 年実質排出ゼロ目標

2031 年以降は、家畜の腸内発酵や肥料の管理、稲作、農土、農業残さ<sup>60</sup>の野外焼却、石灰散布、尿素肥料の散布など農業部門から生じる GHG 排出も対象に含め、2035 年までに EU 全体でこれらの分野からの排出量実質ゼロを達成し、2035 年以降は吸収量が排出量を上回るようにすることを求めた。すなわち、食料とバイオマスの一次生産における 2035 年までの気候中立の達成を目指す提案となる。加盟国は 2024 年中に目標達成の方法を提示し、その計画と影響評価に基づき欧州委員会が 2025 年末までに加盟国別目標を提案する仕組みとなる。

<sup>59</sup> 生産、生態学的、あるいは社会的機能の発揮のために人為的な影響が及んでいる土地または施業が行われている土地のこと。

独立行政法人森林総合研究所 REDD 研究センター「REDD-plus Cookbook」(2012 年 11 月) 44 ページ参照

[https://www.ffpri.affrc.go.jp/redd-rcd/ja/reference/cookbook/redd\\_cookbook\\_all\\_high\\_ja.pdf](https://www.ffpri.affrc.go.jp/redd-rcd/ja/reference/cookbook/redd_cookbook_all_high_ja.pdf)

<sup>60</sup> 農産物の収穫時に発生する、茎葉や野菜くずなどの非収穫部のこと。



### ③ 実施体制

この他、改正案には地理データやリモートセンシング（Remote Sensing）<sup>61</sup>などを活用した排出と吸収の報告と確認の改善、森林火災やキクイムシなど自然に起因する障害に対する対応、木質材料の長期かつ循環型の利用による炭素貯蔵へのインセンティブの枠組みの改善も盛り込まれた。特に、自然に起因する障害については、2026～2030年の期間について、目標よりも高い吸収を達成した加盟国からの余剰分の購入や、前述の加盟国の排出削減の分担に関する規則の目標値を超える排出削減分による吸収不足分の補填など、柔軟性ルールの強化を提案した。

#### (3) エネルギー効率化指令<sup>62</sup>

欧州委員会は、エネルギーを過剰に使わないことが、グリーンな経済への移行のコストと一般世帯の光熱費の負担を軽減し、天然資源の節約にもつながると指摘。エネルギー効率化指令の改正案は、エネルギー・システムや、エネルギー消費とエネルギー効率に影響を及ぼす非エネルギー部門での計画と政策、大規模投資の意思決定においてエネルギー効率性を考慮するように加盟国に義務付ける「エネルギー効率第一」の原則を盛り込むことを提案した。

##### ① エネルギー効率目標の引き上げ

現行のエネルギー効率化指令は、加盟国に対して EU 全体で 2030 年までに 2007 年に作成された将来のエネルギー消費のベースライン予測に対して 32.5%のエネルギー消費の抑制を実現することを求めている。これは、EU27 カ国の最終エネルギー消費を年 8 億 4,600 万 toe 以下に、一次エネルギー消費を年 11 億 2,800 万 toe 以下に抑制することに相当する。

一方、改正案は、最終エネルギー消費を年 7 億 8,700 万 toe 以下に、一次エネルギー消費を年 10 億 2,300 万 toe 以下とするエネルギー効率目標の引き上げを提案した。また、加盟国に対して、目標を達成するために、加盟国の経済のエネルギー集約度や人口 1 人当たりの GDP、エネルギー効率改善の可能性など、各国の状況も反映した基準を組み合わせたベンチマークに基づく、エネルギー効率貢献目標（energy efficiency contribution）の作成が義務付けられる。

---

<sup>61</sup> 人工衛星や航空機を利用し、測定器（センサー）で対象物に触れずに観測などを行う技術のこと。

<sup>62</sup> “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on energy efficiency”  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0558>  
European Commission “Questions and Answers - Making our energy system fit for our climate targets” 14 July 2021  
[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda\\_21\\_3544](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_3544)

## ② 加盟国の毎年のエネルギー効率改善の目標の引き上げ

現行のエネルギー効率化指令は、各加盟国に対して、2021～2030年の間の毎年、2016～2018年の最終消費エネルギーの0.8%（キプロスとマルタは0.24%）以上に相当する最終エネルギー消費の節約を積み上げていくことを義務付けている<sup>63</sup>。改正案は義務付けられる節約の幅を引き上げ、2024年から2030年まで毎年、2017～2019年の最終消費エネルギーの1.5%以上に相当する節約を義務付けることを提案した。欧州委員会は、この仕組みは建物部門や産業部門、運輸部門などの最終消費部門におけるエネルギーの節約を推進する上で、重要な手段だと強調した。

## ③ 公的部門におけるエネルギー効率の改善目標の引き上げ

公的部門は、企業や市民にとっての見本となることが求められるだけでなく、建物やサービスでのエネルギー消費も大きく、エネルギー効率の向上において重要な役割が期待される。欧州委員会の推計によると、公共部門（教育と医療、社会サービス、公共交通、上下水道、街路の照明）のエネルギー消費は約5,000万toeとなり、最終消費エネルギーの約5%に相当する。改正案は、公的部門における毎年のエネルギー消費を毎年、改正指令が発効する2年前の1.7%以上削減するという拘束力のある目標を提案した。また、加盟国に、毎年、あらゆるレベルの行政機関の床面積の3%の改修を義務付けることも提案。従来は、中央政府の建物のみが対象となっていた。

## ④ 消費者、不動産所有者、賃貸者のエネルギー効率の改善

欧州委員会は、建物の断熱性の高い窓枠への交換や、壁の断熱施工など一部のエネルギー効率の改善策は、エネルギー消費とコストの低減につながり、エネルギー貧困対策ともなると指摘。改正案には、加盟国に、社会的弱者を対象とするエネルギー効率分野での取り組みを求める条文も盛り込まれた。欧州委員会はエネルギー貧困対策として、早期の実効性の高いエネルギー効率の改善策、特に建物部門へのETSの適用による所得配分への影響の是正の必要性に言及した。

また、欧州委員会は、建物の改修が必要となる場合、建物の所有者と賃貸者の間での公平かつ適切な費用と便益の配分に関するルールがない現状では、所有者がエネルギー改善の費用を負担する一方、その直接的な恩恵を受けるのは賃貸者であることによって「インセンティブの分裂（incentive split）」が生じると指摘。加盟国がこうした障壁の撤廃に向けて、所有者と賃貸者、消費者団体、再生可能エネルギー関連団体、市民エネルギー団体、地方・地域の行政機関の間での対話を支援し、関係者全員が合意するインセンティブ

<sup>63</sup> 2021年は0.8%相当、2022年は1.6%相当、2023年は2.4%相当と、年々、要求されるエネルギー効率化の最低基準が拡大する仕組み。詳細は、次の欧州委員会勧告を参照。

“Commission Recommendation (EU) 2019/1658 of 25 September 2019 on transposing the energy savings obligations under the Energy Efficiency Directive”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32019H1658>

やガイドラインの構築に取り組むことを求めた。また、最終消費者や利用者にエネルギー効率の改善がもたらし得る便益を周知するため、エネルギー効率に関する情報と支援を受けられる単一窓口を設けることを提案した。

#### (4) 再生可能エネルギー指令<sup>64</sup>

##### ① 2030年の再生可能エネルギー目標の引き上げ

欧州委員会によると、EU域内で再生可能エネルギーが最終エネルギー消費に占める割合は、2004年の9.6%から2019年には19.7%に拡大し、電力の34%が再生可能なエネルギー源に由来する。従来の再生可能エネルギー指令は、加盟国の取り組みによって2030年までにEUの最終消費エネルギーに占める再生可能エネルギーの割合を32%以上に引き上げることが定めている。欧州委員会は、各加盟国が2020年に提示した「国別エネルギー気候計画」<sup>65</sup>をもとに、再生可能エネルギーの占める割合は33.1～33.7%に達すると試算しており、従来の目標の達成は可能な見込みだ。しかし、2030年のGHG排出削減目標を「1990年比で55%」に引き上げたため、EU全体での再生可能エネルギーの導入目標も引き上げる必要が生じ、改正案は2030年の再生可能エネルギーの割合の目標を40%とし、加盟国に取り組みの強化を求めた。

##### ② 主要なエネルギー消費部門における再生可能エネルギー目標

欧州委員会は、改正案は特定の技術の利用を求めるものではないとしたが、主要なエネルギー消費部門における加盟国への目標値の提案が含まれる（表4）。

これらの目標は、水素の利用拡大を謳う「EU水素戦略」<sup>66</sup>（2020年7月8日発表）の2030年までに40ギガワット分の電気分解による水素生産設備を普及させるという目標

---

<sup>64</sup> Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive (EU) 2018/2001 of the European Parliament and of the Council, Regulation (EU) 2018/1999 of the European Parliament and of the Council and Directive 98/70/EC of the European Parliament and of the Council as regards the promotion of energy from renewable sources, and repealing Council Directive (EU) 2015/652

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0557>

European Commission “Questions and Answers - Making our energy system fit for our climate targets” 14 July 2021

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda\\_21\\_3544](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_3544)

<sup>65</sup> European Commission “National energy and climate plans”（2021年9月12日閲覧）

[https://ec.europa.eu/info/energy-climate-change-environment/implementation-eu-countries/energy-and-climate-governance-and-reporting/national-energy-and-climate-plans\\_en](https://ec.europa.eu/info/energy-climate-change-environment/implementation-eu-countries/energy-and-climate-governance-and-reporting/national-energy-and-climate-plans_en)

<sup>66</sup> “Communication From The Commission: A hydrogen strategy for a climate-neutral Europe”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020DC0301>

同戦略についてはジェトロ調査レポート「新型コロナ危機からの復興・成長戦略としての『欧州グリーン・ディール』の最新動向」（2021年3月）も参照。

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/331e9d95b330cf03.html>

や、域内の建物のエネルギー性能の向上を目指す「リノベーション・ウェーブ戦略」<sup>67</sup>（2020年10月14日発表）で打ち出された方針など、欧州グリーン・ディールの様々なイニシアチブに沿った目標でもある。

表 4. 再生可能エネルギー指令改正案における主な数値目標

	エネルギーの種類	目標	備考
産業部門	水素	2030年までに、燃料またはそれ以外の用途で産業部門において利用される水素の消費量の50%を非生物起源の再生可能な燃料によって供給する。	拘束力のある目標
	再生可能エネルギー	再生可能エネルギーの割合を2030年までの平均で年1.1ポイント引き上げる。	努力目標
運輸部門	再生可能エネルギー	再生可能エネルギーの利用拡大により、GHG集約度（燃料のエネルギー1単位あたりのGHG排出）を2030年までに13%低減させる。	加盟国が燃料提供者に義務付ける目標
	先進的バイオ燃料	先進的バイオ燃料が運輸部門に供給されたエネルギーに占める割合を2022年までに0.2%、2025年までに0.5%、2030年までに2.2%まで引き上げる。	加盟国が燃料提供者に義務付ける目標
	非生物起源の再生可能な燃料	非生物起源の再生可能な燃料が運輸部門に供給されたエネルギーに占める割合を2030年までに2.6%に引き上げる。	加盟国が燃料提供者に義務付ける目標
建物部門	再生可能エネルギー	建物の冷暖房利用されるエネルギーのうち、再生可能エネルギーの割合を2021～2025年と2026～2030年の期間にかけて、平均で年1.1ポイント以上引き上げる。	拘束力のある目標
	再生可能エネルギー	2030年までに建物部門で使用されるエネルギーの49%を再生可能エネルギーとする。	参考目標

(出所) Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive (EU) 2018/2001 of the European Parliament and of the Council, Regulation (EU) 2018/1999 of the European Parliament and of the Council and Directive 98/70/EC of the European Parliament and of the Council as regards the promotion of energy from renewable sources, and repealing Council Directive (EU) 2015/652, European Commission “Questions and Answers - Making our energy system fit for our climate targets” 14 July 2021

<sup>67</sup> “Communication from the Commission: A Renovation Wave for Europe - greening our buildings, creating jobs, improving lives  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX%3A52020DC0662>  
 同戦略についてはジェトロ調査レポート「新型コロナ危機からの復興・成長戦略としての『欧州グリーン・ディール』の最新動向」（2021年3月）も参照。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210051>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 欧州ロシア CIS 課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5569  
E-mail：ORD@jetro.go.jp